

高槻市介護保険事業者協議会規約

第1章 総則

(名 称)

第1条 本会は、「高槻市介護保険事業者協議会」(以下「協議会」という。)という。

(目 的)

第2条 本会は、介護を必要とする利用者がその人らしく尊厳を持って生きていくことができるよう介護サービス事業者が課題を共有し、連携して介護サービスの質の向上を図るとともに、より良いサービスを提供し、介護保険制度の円滑、適正な実施、充実を持って、市民の福祉の向上に資することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 介護サービス事業者間の連絡及び協力に関すること
- (2) 介護サービスに関する情報の共有のための諸事業
- (3) 介護サービスの質の向上に関する研究会等の開催
- (4) 介護サービス事業者に関する調査及び研究
- (5) 介護サービス事業者専門部会の開催
- (6) 介護保険者と介護サービス事業者の連絡調整
- (7) その他目的達成に必要なこと

(会 員)

第4条 本会は、高槻市内に事業所を有する介護サービス事業者及び指定居宅介護(介護予防)支援事業者(以下「会員」という。)で構成する。

2. 本会に入会しようとする事業者は、法人単位で事務局に所定の入会届出書兼誓約書(様式第1号)及び事業所届出書(様式第1-2号)を提出しなければならない。
 - (1) 本会に入会する事業者は、必ず専門部会のサービス種別部会のいずれかに属さなければならない。但し、テーマ別部会の入会は任意とする。
 - (2) 本会に入会する事業者は、専門部会届出書(様式第4号)に入会希望する全ての事業者を記入し、提出するものとする。
3. 会員は、退会しようとするときは、事務局に所定の退会届出書(様式第2号)を提出しなければならない。併せて、退会する事業者を専門部会届出書(様式第4号)に記入し、提出しなければならない。
4. 会員の入退会については、前2項の所定の届出書の受理日をもって生じるものとする。
5. 会員は、入会届出書の内容に変更が生じた場合は、事務局に所定の法人変更届(様式第3号)、専門部会届出書に変更が生じた場合は(様式第4号)を提出しなければならない。
6. 会員が会計年度中に会費を納入しないときは、退会したものとみなす。
7. 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において3分の2以上の議決後、総会において出席会員の過半数で決すところにより、当該会員を除名することができる。なお、可否同数のときは議長の決すところによる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の名誉を傷つけ、又は第2条に規定する目的に反する行為を行っているとき認められるとき。
- (2) 第1項に規定する会員の資格要件を欠くと認められるとき。

(会費等)

第5条 会員は、第3条の運営にあたり、別に定める協議会会費等納入規定に基づき、会費等を納入するものとする。

第2章 役員

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事は10名以内とする。
- (2) 理事は会員の中から総会で選出する。
- (3) 会長、副会長及び会計を置き、理事の互選によりこれを選出する。
- (4) 監査2名以内を置き、総会で選出する。ただし、理事と監査を兼務することはできない。

(職務)

第7条 会長は本会を代表し、会務を総轄する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を行う。
3. 前2項に規定するもの以外の理事は、この規約及び総会の議決に基づき本会の業務を執行する。
4. 会計は、本会の会計を処理する。
5. 監査は、本会の会計の監査をする。

(任務)

第8条 役員任期は2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2. 役員は、再任されることができる。
3. 役員は任期満了後も後任者が選任されるまでの間は、その地位を保有するものとする。
4. 役員は、任期満了後も第3項の規程により、役員がその地位を保有している間は、その職務を行うものとする。
5. 役員が所属する事業者の人事異動等により、会の役員を辞職する場合は、当該職員の所属する事業者において後任の代表者等を補欠の役員とすることができる。

第3章 組織

(総会)

第9条 総会は、会員（法人単位で1名とする。）をもって構成する。

2. 総会は、会員により、次の事項を議決する。
 - (1) 役員選出（理事・監査）及び承認（会長、副会長、会計）
 - (2) 収支予算の決定及び収支決算報告の承認
 - (3) 事業計画の決定及び事業報告の承認
 - (4) 規約改正に関する事項

(5) その他、本会の運営に関する重要な事項

3. 総会は、年1回会長が招集する。
4. 臨時総会は、理事会が必要と認めるとき又は3分の1以上の会員から要請があったときに会長が招集する。
5. 議長は、理事の中から選出する。
6. 総会は会員の過半数の出席(委任状含む。)で成立し、議事は出席会員の過半数で決する。この場合において、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会)

第10条 理事会は、理事をもって構成する。

2. 理事会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。
3. 理事会は次に掲げる事項について協議する。
 - a 総会に付すべき事項
 - b 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - c その他本会の運営に関し会長が必要と認める事項
4. 会長が必要と認める関係者は、オブザーバーとして参加することができる。

(事務局)

第11条 本会の事務局を、社会福祉法人 高槻市社会福祉事業団におく。

(オブザーバー)

第12条 高槻市健康福祉部長寿介護課及び関係各課は、本会オブザーバーとして本会運営に協力する。

第4章 規約の変更

(規約の変更)

第13条 この規約の変更は、総会において出席会員の3分の2以上の議決を経て、変更する。

第5章 雑則

(守秘義務)

第14条 参加者は、会議の中で知り得た個人に関する情報を漏らしてはならない。また、退会後も同様とする。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(附則)

この規約は平成26年7月24日から実施する。

この規約は平成27年5月29日より改正施行する。

この規約は平成28年5月20日より改正施行する。

この規約は平成30年5月22日より改正施行する。